

パブリック・コメント意見等反映後の答申案に係る審議会委員からの主な意見

パブリック・コメント意見等反映後の答申案に係る審議会委員からの意見(平成27年1月7日付け事務連絡にて照会)及び対応方向については下記のとおりです。

指針案項目			意見	意見に関する考え方 (対応方向)
章	項	号		
I 岩手県文化芸術振興指針の趣旨等	1 指針改訂の趣旨等	(2) 指針改訂の経緯と趣旨	第I章第1項第2号ア「② 施策方向(2): 「文化芸術と県民との交流支援体制の整備」関係」に記載の「文化芸術コーディネーター」の語句について、この職の詳細等は第IV章に記載があるが、一般の職名でないこと、指針本文において初めて記載のある箇所であることから、脚注・語句説明を加えてはどうか。	「岩手県文化芸術コーディネーター」に係る脚注・語句説明を加筆しました(下記のとおり)。【P2】 ○ (岩手県)文化芸術コーディネーター: 平成20年策定の当指針に基づき、文化芸術と県民との交流支援体制を整備するため、県内4広域振興圏(盛岡・県南・沿岸・県北)に設置された職。文化芸術活動・鑑賞のアドバイス、橋渡し等を行う。(詳細は第IV章第2項「(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備」を参照)